

緑化等の義務の概要について

平成28年8月10日（水）

第1回 みどりのまちづくり審議会

緑化等の義務の概要について (1/3)

条例

- 第12条 建築物の新築等をする場合の緑化義務**
敷地面積1,000平方メートル以上の新築工事等を行う場合に接道部に敷地面積3%以上の緑化を義務化
- 第13条 公園又は広場の設置義務**
共同住宅の新築等を行う場合に、敷地面積の3%以上の公園又は広場の設置を義務化
- 第14条 緑化等計画書の届出義務**
緑化等計画書の届出の義務化
- 第15条 緑化等計画書の変更の届出**
緑化等計画書の変更の届出の義務化
- 第16条 緑化等完了の届出**
緑化等完了の届出の義務化
- 第17条 立入検査等**
立入検査や報告、資料の提出を規定
- 第18条 勧告**
勧告を規定
- 第19条 適用除外**
緑化義務の適用除外を規定

施行規則(H28.7.1一部改正)

- 第3条 敷地等の緑化の基準**
- 第4条 緑化部分の算定方法**
- 第5条 敷地面積の算定から除外される敷地の部分**
植栽本数、緑化部分の面積の算定方法、及び敷地面積から緑化が困難な施設の面積控除について規定
- 第6条 公園又は広場の設置が必要な特定建築物**
- 第7条 公園又は広場の面積の算定方法**
公園又は広場の設置が必要な建築物、面積の算定方法を規定
- 第8条 緑化等計画書の届出手続**
緑化等計画書の手続、提出書類について規定
- 第9条 緑化等計画書の変更の届出手続**
緑化等計画書の変更手続、提出書類について規定
- 第10条 緑化等完了の届出手続**
緑化等計画書の完了手続、提出書類について規定
- 第11条 立入検査証**
立入検査証の様式について規定

緑化等の義務の概要について (2/3)

経過

条例施行前に要綱で指導・区別していた「大規模建築物」と「準大規模建築物」の緑化の対象区分を、敷地面積1,000㎡以上に整理

建築物に付属する緑化等に関する指導要綱	
対象区分	基準
大規模建築物	住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの
	建設計画の区域が2,000㎡以上で、かつ建築物の地上の高さが10m以上のもの
	延床面積が5,000㎡を超え、かつ階数が地上6階以上のもの
準大規模建築物	大規模建築物以外で、敷地面積1,000㎡以上のもの

対象を
整理



大阪市みどりのまちづくり条例	
対象区分	基準
大阪市みどりのまちづくり条例	敷地面積1,000㎡以上のもの

緑化義務の主なポイント

条例に基づく指導により、緑化の担保性を確保（立ち入り調査、勧告の追加）
緑化面積の算定方法について、対象区分の整理により選択肢を拡大

緑化等の義務の概要について (3/3)

建築物に付属する緑化等に関する 指導要綱

緑化面積	敷地面積の3%			
緑化位置	接道部に緑化			
面積の 算定方法	大規模・ 準大規模 建築物 共通	水平 投影 面積	算定 方法	敷地・屋上等の植栽基盤の水平 投影面積を算定
			植栽 本数	高木・・・0.05本/m ² 低木・・・4本/m ²
	大規模 建築物	垂直 投影 面積	算定 方法	6m以上の樹木 生垣 壁面緑化：植栽基盤型※1
			算定 方法	壁面緑化：登はん型※2 壁面緑化：下垂型※3
			植栽 本数	協議 (壁面緑化の植栽間隔は0.3～0.5m)
準大規模 建築物				

大阪市みどりのまちづくり 条例

敷地面積の3%	
接道部に緑化	
算定 方法	敷地・屋上等の植栽基盤の水平 投影面積を算定
植栽 本数	高木・・・0.05本/m ² 低木・・・4本/m ²
算定 方法	6m以上の樹木 生垣 壁面緑化：植栽基盤型 登はん型 下垂型
植栽 本数	協議 (壁面緑化の植栽間隔は0.3～0.5m)

選択肢の
拡大

※1 植栽基盤型

※2 登はん型

※3 下垂型

